

【資料 1】有田町地域防災計画 ～改定の概要～

1 有田町地域防災計画とは

有田町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、有田町防災会議が作成する災害対策に関する計画で、有田町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を計画的かつ有効的に実施し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震及び風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としている。

また、本計画の策定に当たっては、国の「防災基本計画」及び佐賀県の「佐賀県地域防災計画」と相互に関連性を有し、かつ、地域特性等を考慮した計画としなければならないこととなっている。

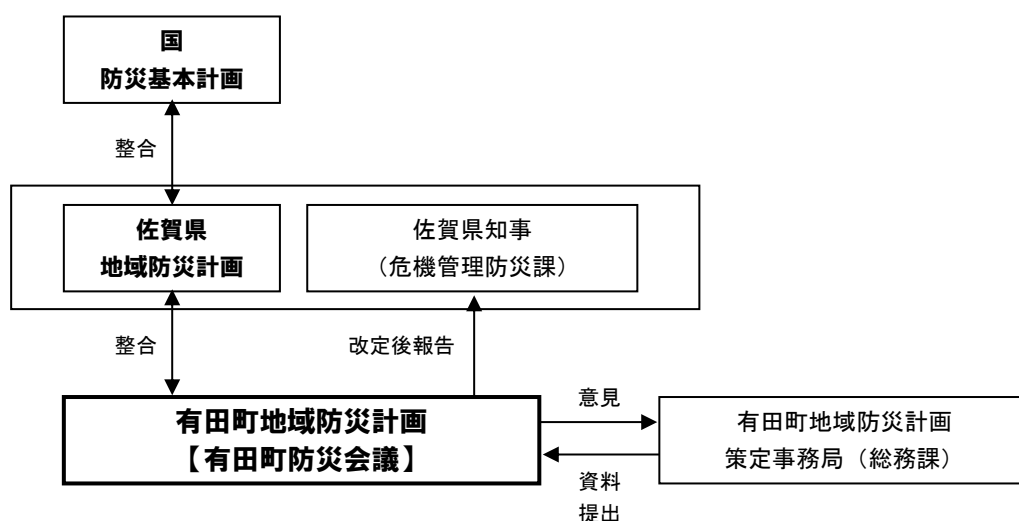
【参考：災害対策基本法第 42 条第 1 項】

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 有田町地域防災計画の位置付け

有田町地域防災計画の位置付けは、次のとおりである。



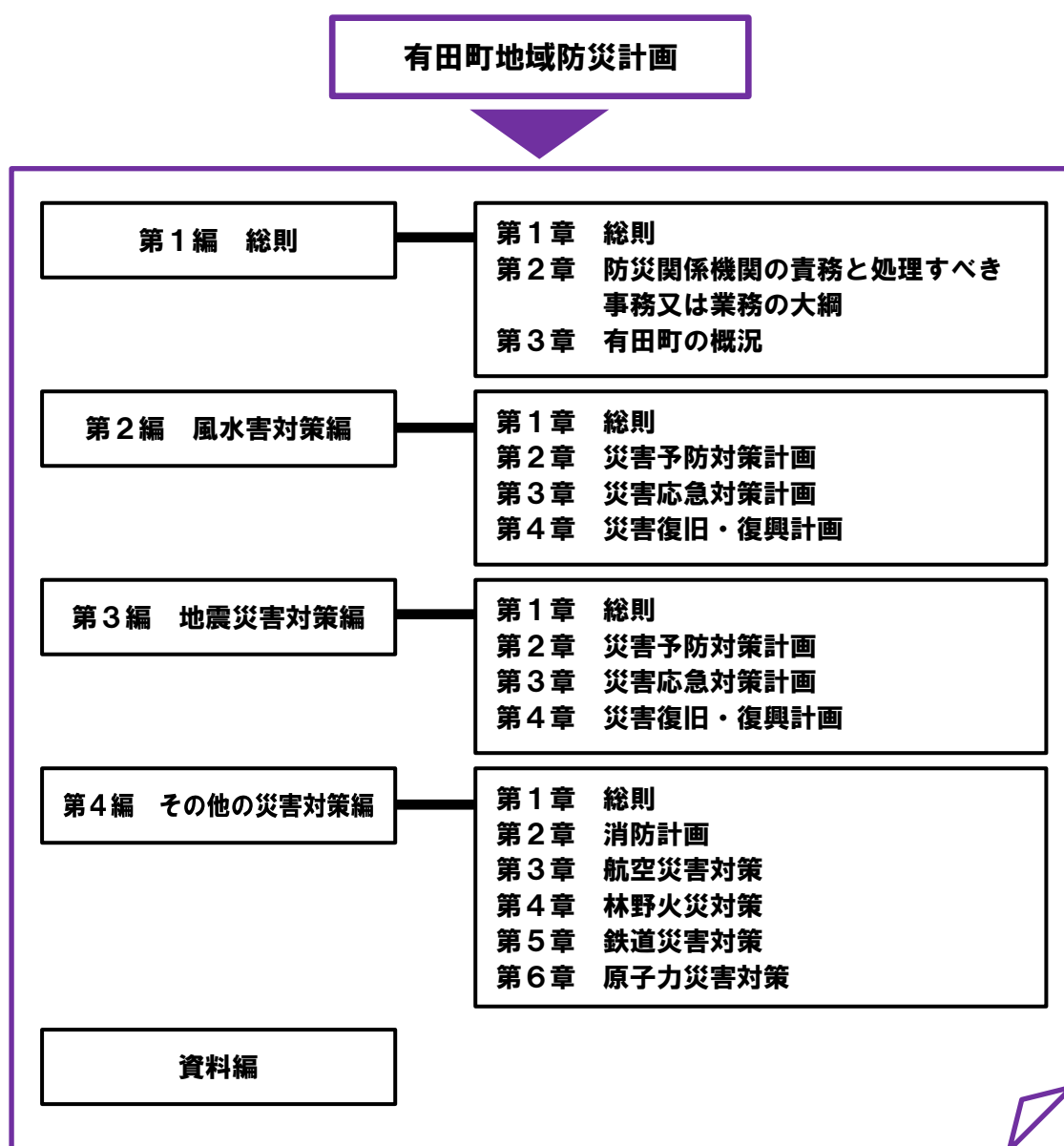
3 有田町地域防災計画改定の背景

現行の有田町地域防災計画（令和 7 年 4 月）以降の『国の防災基本計画の修正（令和 7 年 7 月）』及び『令和 6 年能登半島地震に係る検討』並びに佐賀県地域防災計画の修正（令和 8 年 3 月）を踏まえて、より実効性のある計画とするため、有田町地域防災計画を修正する。

4 有田町地域防災計画の体系

有田町地域防災計画は、「第 1 編 総則」「第 2 編 風水害対策」「第 3 編 地震災害対策」「第 4 編 その他の災害対策」の 4 編で構成する。

また、「資料編」を別冊とし、計画本編とは独立した形で作成する。



5 主な改定のポイント

【改定に当たっての基本的考え方】

計画の見直しに当たっては、『国の防災基本計画の修正（令和7年7月）』及び『令和6年能登半島地震に係る検討』を踏まえて修正された佐賀県地域防災計画（令和8年3月）、新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正に合わせた修正を行った上で、本町の地域特性に合わせた修正を加えていくものとする。

- ①佐賀県地域防災計画（令和8年3月）の反映及び整合による見直しを行う。
- ②新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正を反映する。
- ③本町の地域特性に合わせた文章の整理、時点情報の更新・修正等を行う。

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

● 避難生活環境の改善等

- ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
【第2編 第2章 第2節 第7項 P56】
【第2編 第3章 第14節 第5項 P136】
- ・ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実
【第2編 第3章 第14節 第5項 P137】

● 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
【第2編 第3章 第10節 第1項 P122～124】
【第4編 第3章 第2節 第6項 P266～267】

● 食料・飲料水の代替水源の確保

- ・ 災害用井戸・湧水の活用による代替水源の確保
【第2編 第2章 第2節 第10項 P59】

● 防災DXの加速

- ・ 新物資システム（B-PLo）、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等、各種防災システムを活用した被災状況の迅速な共有
【第2編 第2章 第2節 第10項 P58】
【第2編 第3章 第2節 第3項 P91、
【第2編 第3章 第3節 第4項 P97】
【第2編 第3章 第18節 P150】
【第4編 第6章 第3節 第3項 P302】

関連する法令の改正を踏まえた修正

● 被災者支援の充実

- ・ 在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供
【第1編 第2章 第2節 P7】
【第2編 第2章 第2節 第7項 P50】
【第2編 第3章 第29節 第5項 P183】
- ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況公表
【第2編 第2章 第2節 第10項 P58】
- ・ NPO、災害ボランティアとの平時からの連携、研修・訓練の推進
【第2編 第2章 第3節 第6項 P70～71】

● 新しい防災気象情報の運用開始に伴う改正

- ・ 警戒レベル相当情報の特別警報、危険警報、警報、注意報等の修正
【第2編 第2章 第1節 第1項 P22～23】
【第2編 第2章 第2節 第4項 P41、第7項 P45～46】
【第2編 第3章 第1節 第1項 P76】
【第2編 第3章 第2節 第1項 P86～89】

県の災害対策の取組や最近の施策の進展等を踏まえた修正

● 施策の進展等を踏まえた災害対策の取組方針の見直し、災害対策の強化

- ・ 「オペレーション重視」の事態推移の適切な把握
【第1編 第1章 第4節 P4】
- ・ 「スフィア基準」に沿った避難所運営の推進
【第2編 第2章 第2節 第7項 P47～48】
【第2編 第3章 第14節 第5項 P137】

● 避難所における子ども・若者の居場所の確保

- ・ 指定避難所における子ども・若者の居場所の確保への配慮
【第2編 第3章 第14節 第5項 P137】

● 林野火災対策の見直し

- ・ 住民への火の取扱いの啓発活動の推進
【第4編 第4章 第1節 第1項 P271～272】
- ・ 地上・空中消火の連携を基本とした災害対応への備え
【第4編 第4章 第1節 第3項 P273】
- ・ 空中消火、熱源探査装置等の資機材整備の推進
【第4編 第4章 第1節 第3項 P273～274】